

平成 30 年度郡山市介護サービス事業者等指導方針

I 指導の基本方針

介護保険法に基づく介護サービス事業者に対する指導監督については、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を目的として、法令等に基づく適正な事業実施のため、適時・適正かつ効果的に行うことが求められている。

本市においても、市内介護サービス事業者に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の適正化を図るため、「介護保険施設等の指導監督について」（平成 18 年 10 月 23 日付厚生労働省老健局長通知）、「郡山市介護サービス事業者等指導要綱（平成 20 年 3 月 31 日制定、平成 28 年 3 月 30 日一部改正）」等に基づき指導監督を行っており、特に介護サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」に重点を置き、計画的に実施しているところである。

平成 29 年度の実地指導の結果を見ると、依然として運営に関する指摘が多く、その中には、基本的な事項に対する指摘があり、基本的な事項に対する理解不足が見られる。

平成 30 年度においては、引き続き、運営に関する基本的事項についての指導を継続していくとともに、身体拘束廃止や高齢者虐待防止の取り組み等、利用者の処遇に関する事項について確認する。

また、平成 30 年度施行の介護保険法改正及び介護報酬改定を踏まえ、人員基準の遵守や適正な介護給付費の算定等の事業運営が行われているかについて確認する。

なお、不適正情報等のあった介護サービス事業所に対しては、迅速かつ厳正に指導監査を行うものとする。

II 重点着眼事項

1 集団指導

- (1) 過去の実地指導等における主な指摘事項の事例について、その原因や改善の方法等を紹介し、事業運営の適正化を図る。
- (2) 行政処分の原因となった不正の概要や要因等を紹介し、不正事案等の発生の未然防止を図る。
- (3) 介護保険法改正及び介護報酬改定について、その内容や事業運営の留意点等を紹介し、介護サービスの質の向上を図る。

2 実地指導

(1) 介護保険施設

ア サービス計画の作成について

介護支援専門員を中心に、多職種協働により施設サービス計画作成業務が適切に実施されているかを確認し、その適正化を図る。

また、入所者等に対する施設サービス計画内容の説明が適切に行われているかを確認し、その適正化を図る。

イ 適切な入所者処遇の確保等について

虐待、身体拘束、その他入所者の行動を制限する行為等の不適切な処遇を防止するための措置を積極的に講じているかを確認し、その適正化を図る。

また、やむを得ず身体拘束を行う場合に、要件の検討、家族の同意、指針の整備、適正化対策検討委員会の開催、職員研修会の実施及び諸記録の作成が行われているかを確認し、その適正化を図る。

ウ 勤務体制の確保等について

施設や他の事業との兼務関係等を明らかにすることにより、人員基準を満たしているかを確認し、その適正化を図る。

エ 適正な介護給付費の算定について

基本報酬及び各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに、算定誤りの有無を確認し、適正な算定及び過誤調整が行われているかを確認し、その適正化を図る。

特に、改定された各種加算等の算定について、適正な算定が行われているかを確認するとともに、過去の実地指導において過誤調整となった事例等については、同様の誤りがないかを確認し、その適正化を図る。

(2) 介護サービス事業所

ア 指定居宅サービス事業所（指定介護予防サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所を含む。））

個別ケアプランを含む「一連のプロセス」について

利用者に関する情報収集、アセスメント、多職種による個別ケアプランの作成、モニタリング及び個別ケアプランの見直し等の作業が適正に行われているかを確認し、その適正化を図る。

イ 指定居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業所）

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等について

居宅サービス計画（介護予防サービス計画）作成における、サービス担当者会議の開催、モニタリングの実施及びその記録が適正に行われているかを確認し、その適正化を図る。

ウ 各事業所共通事項

(ア) 勤務体制の確保等について

施設や他の事業との兼務関係等を明らかにすることにより、人員基準を満たしているかを確認し、その適正化を図る。

(イ) 適正な介護給付費の算定について

基本報酬及び各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに、算定誤りの有無を確認し、適正な算定及び過誤調整が行われてい

るかを確認し、その適正化を図る。

特に、改定された各種加算等の算定について、適正な算定が行われているかを確認するとともに、過去の実地指導において過誤調整となった事例等については、同様の誤りがないかを確認し、その適正化を図る。

(3) 実地指導における措置

改善すべき事項が認められた場合は、口頭及び文書により改善を求め、文書により改善を求めた事項に係る改善結果は書面で報告させる。また、介護報酬請求について過誤調整を要すると認められた場合にあっては、自主点検の上、自主的な返還を行うよう指導する。